

新しい住居表示のお知らせ

平成 30 年 10 月 1 日から
住所の表し方が変わります

小清水町

はじめに

皆さんが現在お住まいになっている地域は、平成 30 年 10 月 1 日から住居表示が実施されます。

住居表示が実施されますと、皆さんの住んでいる地域の住所や町名変更された地域の本籍などはこれまでと違った表し方になります。

そこで、住所・本籍などはどのような表し方になるのか、住所が変わることによりどのような手続きが必要になるのかを冊子にまとめました。

住居表示は、皆さんの住所をよりわかりやすいものにするための制度です。

新しい住居表示に慣れるまで多少混乱することもあるかと思いますが、この制度の趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願い申し上げます。

《 目 次 》

1. お届けしたもの	1
2. 新しい住所等の表し方	2
3. 新しい住所の決め方	3
4. 郵便について	4
5. 表示板の設置	5
6. 建物の新築や改築をした場合	5
7. 住所の変更に伴う手続き	6
8. よくあるご質問	14
9. 関係機関のご案内	18

1. お届けしたもの

① 住居表示決定通知書

住所の表し方がどのように変わるかをお知らせする書類です。

住所変更に必要な証明書となりますので、各種の手続きの際に提示又は提出してください。

(世帯全員分及び事業所分の通知書を同封しますが、枚数が足りない方は、平成30年10月1日以降、「住所・本籍変更証明書」を発行しますので町民生活課町民係へお申し出ください。手数料は無料です。)

② 「住所変更のお知らせ」用はがき (4ページ参照)

住所変更を知人や取引先にお知らせするためのはがきです。

1世帯に50枚、1事業所に100枚ずつ配付します。

③ 住居表示案内図

新しい町の名称・境界、街区符号、住居番号を記入した図面です。

④ 住居番号表示板ほか (5ページ参照)

町名と街区符号・住居番号を表す表示板で、ご自宅に掲示するためのものです。

2. 新しい住所等の表し方

平成30年10月1日以降、皆さんの住んでいる地域の住所や本籍の表示・不動産の表示が次のように変わります。

「住所」 … 新町名と街区番号（○番）・住居番号（○号）で表します。

例（実施前） 小清水町 字小清水 658番地の1



（実施後） 小清水町 南町1丁目 22番 5号

新町名 街区番号 住居番号

◇ 団地・アパートなどの場合

例（実施前） 小清水町 字小清水 658番地の1



（実施後） 小清水町 南町1丁目 22番 5-101号

新町名 街区番号 住居番号

「本籍」 … 新町名と従来の地番で表します。

例（実施前） 小清水町 字小清水 658番地1



（実施後） 小清水町 南町1丁目 658番地1

新町名 地番

※なお、本籍の表示については、住居表示実施後、届け出（転籍届）によって新しい住居表示の街区番号「番」で表示することもできます。

「不動産」 … 新町名と従来の地番で表します。

例（実施前） 小清水町 字小清水 658番1



（実施後） 小清水町 南町1丁目 658番1

新町名 地番

3. 新しい住所の決め方

新しい住所は「街区符号」と「住居番号」で表され、次のような方法で決まります。

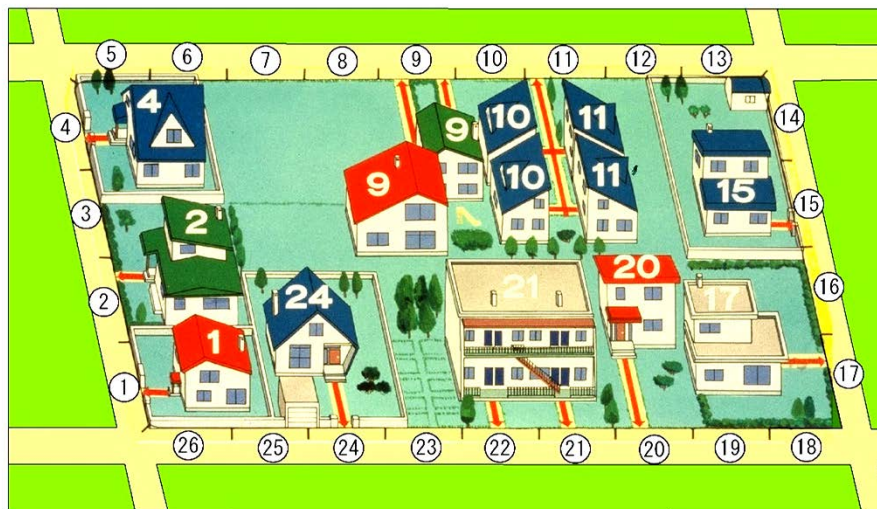
(1) 街区符号

新しい町割を道路や河川などでいくつかの街区に区切り、町の中心に近い街区より順番に番号を付けます。(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



(2) 住居番号

街区ごとに周囲を右まわりで一定の間隔で区切り、順番に基礎番号を付けます。住居番号は、建物の主な出入り口がどの番号にあたるかによって決まります。(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)



4. 郵便について

(1) 「住所変更のお知らせ」用はがきを配付します

1世帯に50枚、1事業所に100枚

- ◎ 新しい住所を、知人や取引先などにお知らせするために、網走郵便局より配られた無料はがきです。
- ◎ 差し出し方法は、はがきと一緒にお届けした封筒にまとめて入れるか、もしくは、輪ゴムなどで束ねて郵便ポストに投函してください。(切手は不要です。)
- ◎ 枚数が不足する場合は、町民生活課町民係にご連絡ください。

(2) あて先が旧住所で書かれた郵便物について

旧住所で差し出された郵便物も、数年程度は配達されます。

(3) 郵便番号について

区域内の郵便番号は、平成30年10月1日より次のとおりとなります。

町名	郵便番号
南町1丁目	099-3642
南町2丁目	

(4) 郵便についてのお問い合わせ先

日本郵便(株)網走郵便局 コールセンター 0152-61-0907
午前8時～午後8時

※郵便局(郵便関係)へは、町から新しい住所を連絡しますので、住所変更の手続きは不要です。

5. 表示板の設置

(1) 住居番号表示板

町名と街区符号・住居番号が表示されている小型のアルミ製プレートを、1棟の建物に1枚ずつ取り付けます。

小清水町の委託業者（町の身分証明書を携帯）が作業に伺いますので、取り付け箇所のご指示をお願いいたします。

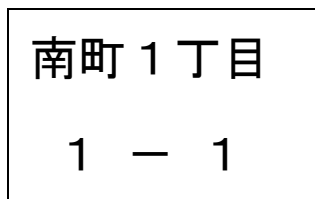
(2) 街区表示板

町名と街区符号が表示されている小型のアルミ製プレートを、各街区の角の建物や塀に設置いたします。

この場合、小清水町の委託業者（町の身分証明書を携帯）があらかじめ該当する方へお願いに伺いますので、ご協力をお願いいたします。

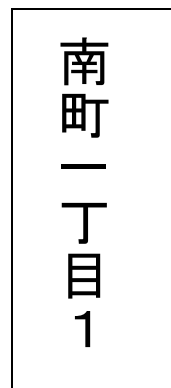
住居番号表示板

たて 60mm × よこ 120mm



街区表示板

たて 560mm × よこ 120mm



6. 建物の新築や改築をした場合

(1) 新築・建替えをする場合

平成30年10月1日以降、建物の新築・建替えをした場合には、住居番号を付ける必要がありますので、町民生活課町民係へ届出をしてください。

(2) 建物の出入口の変更を伴う改築・取り壊し等をする場合

住居番号の変更、廃止を要しますので、上記と同様に町民生活課町民係へ届出をしてください。

7. 住所の変更に伴う手続き

平成30年10月1日から、住所や本籍、土地・建物の表し方が変わります。
住居表示実施地区内にお住まいの方や事業所等を設置している事業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。

なお、これらの手続きに際し、新旧の住所が確認できる書類が必要です。

◎新旧の住所が確認できる書類（次の①～③のいずれかが必要です。）

①住居表示決定通知書

今回お届けした封筒の中に同封されています。

②住所・本籍変更証明書（無料）

平成30年10月1日以降、町民生活課町民係で発行しますので、身分証明書をご用意のうえ、担当係までお越しください。

同一世帯の方の証明書も交付いたします。

※浜小清水・止別郵便局では発行していません。

※平成30年9月30日以前には発行できませんのでご注意ください。

③住民票の写し（「住所の履歴」が記載されたもの。1通200円）

平成30年10月1日以降、町民生活課町民係、浜小清水・止別郵便局で発行します。

役場が新しく書き換えるものもありますが、皆様にご自分で変更の手続きをしていただくものもあります。

以下のとおり関係事項をまとめましたので、ご自分に該当する項目をご確認の上、それぞれ手続きをお願いします。

銀行や保険など一般民間企業との契約等については、それぞれの企業によって手続きが異なります。お手数ですがそれぞれの窓口へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

公 簿 類	※皆様の手続きは不要です。
住民票・印鑑登録・税関係等	役場で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。 印鑑登録証は引き続き利用できます。
戸籍簿	役場で新しい本籍に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。 変更のある方には、10月1日以降に郵送にて通知します。
その他の各種台帳	役場で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。

国民健康保険関係	
	※皆様の手続きは不要です。
国民健康保険被保険者証	皆様の手続きは不要です。 10月中に新住所の被保険者証・受給者証を郵送しますので、それまでは現在の被保険者証・受給者証をご使用ください。
国民健康保険証兼高齢受給者証	
国民健康保険特定疾病療養受療証	
国民健康保険限度額適用認定証	引き続き使用できますので、皆様の手続きは不要です。
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	ただし、訂正をご希望の方は10月1日以降、変更手続きが可能です。

後期高齢者医療関係	
	※皆様の手続きは不要です。
後期高齢者医療被保険者証	皆様の手続きは不要です。 10月中に新住所の被保険者証・認定証・受療証を郵送しますので、それまでは現在の被保険者証・認定証・受療証をご使用ください。
後期高齢者医療限度額適用標準負担額減額認定証	
後期高齢者医療特定疾病療養受療証	

介護保険関係	
	※皆様の手続きは不要です。
介護保険被保険者証	皆様の手続きは不要です。 10月中に新住所の被保険者証・負担割合証・認定証を郵送しますので、それまでは現在の被保険者証・認定証をご使用ください。
介護保険負担割合証	
介護保険負担限度額認定証	
介護保険利用者負担額減額認定証	

福祉・医療関係	
児童手当	役場で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。
児童扶養手当証書	皆様の手続きは不要です。 すでに交付されているものは次回の更新の際に書き換わります。 ただし、訂正をご希望の方は10月1日以降、変更手続きが可能です。
乳幼児及び児童等医療費受給者証	皆様の手続きは不要です。 10月中に新住所の受給者証を郵送しますので、それまでは現在の受給者証をご使用ください。
ひとり親家庭等医療費受給者証	
重度心身障害者医療費受給者証	
身体障害者手帳	皆様の手続きが必要です。 10月1日以降に、保健福祉課福祉係で変更手続きをしてください。
療育手帳	
身体障害者保健福祉手帳	皆様の手続きが必要ですが、変更は更新等の手続きの際にかまいません。
自立支援医療受給者証	すでに交付されているものは次回の更新の際に書き換わります。 ただし、訂正をご希望の方は10月1日以降、変更手続きが可能です。
障害福祉サービス受給者証	
特定医療費(指定難病)受給者証	引き続き使用できますので、皆様の手続きは不要です。 ただし、訂正をご希望の方は10月1日以降、変更手続きが可能です。

法務局（登記）関係	
不動産（土地・建物）の 所在の変更	法務局で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。
不動産（土地・建物）の 所有者の住所変更	皆様の手続きが必要です。 10月1日以降に、不動産を管轄する法務局で変更手続きをしてください。 ※郵送による手続きも可能ですが、事前に法務局で相談されることをおすすめします。（予約制）

年金関係		
年金加入者	第1号被保険者	年金事務所で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。 第1号被保険者…国民年金加入者
	第2号被保険者	皆様の手続きが必要です。 勤務先へ届出してください。 第2号被保険者…厚生年金や共済年金の加入者 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている妻又は夫
	第3号被保険者	
年金受給者	国民年金 厚生年金	原則、届出の必要はありません。 ※ただし、日本年金機構から年金受給者に送られる通知のあて先が実施日以降も変更されない場合は、「住所変更届」が必要なことがあります。詳細は北見年金事務所にお問い合わせください。
	共済年金	各共済組合で新しい住所に書き換えますので、皆様の手続きは不要です。
60歳以上で年金の請求申請をまだしていない方		原則、届出の必要はありません。 ※ただし、施設入所等のために現住所と住民票の住所が異なっている場合などには、「住所変更届」が必要なことがあります。詳細は北見年金事務所にお問い合わせください。

自動車関係		※皆様の手続きが必要です。	
内 容	手続先	手続の時期	必要書類
運転免許証の (住所変更) (本籍変更)	斜里警察署 又は 小清水駐在所	10月1日以降 すみやかに	(住所変更) ・ 住居表示決定通知書 ※または「住所・本籍変更証明書」 ・ 運転免許証 (本籍変更) ・ 本籍変更のお知らせ ※または「住所・本籍変更証明書」 ・ 運転免許証
			※実施区域内に本籍をおいている場合には、10月1日以降に、戸籍筆頭者に対して「本籍変更のお知らせ」を送付します。 ※現住所と本籍の両方を変更される方は、「住居表示決定通知書」と「本籍変更のお知らせ」の両方を受領してから手続きをしてください。
自動車検査証 普通自動車 自動二輪車 (251 cc以上)	北海道運輸局 北見運輸支局	10月1日以降 すみやかに	・ 自動車検査証 ・ 住居表示決定通知書 ※または「住所・本籍変更証明書」 ・ 印鑑 ※所有者と使用者の 両方の印鑑が必要です。
自動車検査証 軽四輪自動車 軽三輪自動車	軽自動車検査協会 北見事務所		・ 自動車検査証 ・ 住居表示決定通知書 ※または「住所・本籍変更証明書」 ・ 印鑑 ※所有者と使用者が 同じ場合、印鑑は不要です。
軽自動車届出済証 軽二輪自動車 (126～250 cc)	北見地区軽自動車 協会		・ 軽自動車届出済証 ・ 自賠責保険証明書 ・ 住居表示決定通知書 ※または「住所・本籍変更証明書」 ・ 印鑑 ※所有者と使用者の 両方の印鑑が必要です。

町が発行しているカードなど

※皆様の手続きが必要です。

ただし、住基カード(顔写真なし)は手続き不要です。

内 容	手続先	手続の時期	必要書類
通知カード (マイナンバー)	町民生活課 町民係	10月1日以降 すみやかに	・通知カード ・本人確認書類 ※別世帯の方が代理で手続き される場合は、委任状と代理人 の本人確認書類が必要です。
個人番号カード			・個人番号カード ※暗証番号が必要です。
住民基本台帳カ ード(顔写真付き)			・住民基本台帳カード ※暗証番号が必要です。
住民基本台帳カ ード(顔写真なし)	手続は不要です。		
在留カード	町民生活課 町民係	10月1日以降 すみやかに	・在留カード

郵便関係

※皆様の手続きは不要です。

郵便局(郵便物関係)

役場から郵便局に通知しますので、皆様の手
続きは不要です。

※ただし、郵便貯金・生命保険等については手続き
が必要です。

公共料金	※原則、皆様の手続きは不要です。
N T T (固定電話)	<p>役場からN T Tに通知しますので、 原則、手続きの必要はありません。</p> <p>※ただし、数か月経過後も請求書等の住所が変更にならない場合は、契約者の方の手続きが必要です。 (電話で手続きができます)</p> <p>電話番号 ①加入電話は局番なしの「116」 ②フレッツ光・ひかり電話サービスは 「0120-116116」(フリーダイヤル)</p>
北海道電力	<p>役場から北海道電力に通知しますので、 原則、手続きの必要はありません。</p> <p>※ただし、手続きに相当時間を要することと、変更漏れが生じないために、契約者の方の手続きをお願いしたいとのことです。 (電話で手続きができます)</p> <p>電話番号 北海道電力斜里営業所 「0152-23-2038」</p> <p>※検針票等をお手元にご用意ください。</p>
N H K	<p>役場からN H Kに通知しますので、 手続きの必要はありません</p>

8. よくあるご質問

◎手続きに関すること

Q 1 「住居表示決定通知書」が届きましたが、住所変更の手続きはいつからできますか。

A 平成 30 年 10 月 1 日以降に手続きをお願いします。

Q 2 「住居表示決定通知書」のコピーは有効ですか。

A 各手続き先にご確認ください。

枚数が不足する場合は、「住所・本籍変更証明書」を町民生活課町民係で、平成 30 年 10 月 1 日以降、期限なく無料で発行しますので、身分証明書をご用意の上、必要な枚数をご請求ください。

◎郵便関係

Q 3 郵便番号は変わりますか。

A 平成 30 年 10 月 1 日から、南町は(1 丁目、2 丁目ともに)、「099-3642」に変わります。

Q 4 郵便局に住所変更の届出は必要ですか。

A 郵便局へは、町から新しい住所を連絡しますので、住所変更の手続きは不要です。

ただし、郵便貯金・生命保険等については、手続きが必要になります。

Q 5 郵便物は、住居表示実施前の旧住所でも届きますか。

A 郵便局からは、しばらくは旧住所でも配達できると聞いていますが、住居表示実施後は、新住所をお使いいただきますようお願いいたします。

Q 6 住居表示のお知らせ用はがきが足りないのですが、追加分はもらえますか。

A 枚数が不足する場合は、町民生活課町民係にてお渡しします。

ただし、枚数に限りがあるため、ご要望に応えられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎住所・本籍に関すること

Q 7 建物が建っていない土地にも住所（住居表示）が付きますか。

A 住居表示は建物に番号を付けて、この番号を住所に使う制度です。
建物が無い土地には住所（住居表示）は付きません。
この場合、この場所を表す所在地は、町名（南町〇丁目）のみが変更になり、土地の地番は従来と同じ地番で表すこととなります。

Q 8 「本籍変更のお知らせ」が届いていません。

A 「本籍変更のお知らせ」は、平成 30 年 10 月 1 日以降に順次郵送でお届けしますが、しばらくしても手元に届かない場合は、町民生活課町民係にお問い合わせください。

Q 9 本籍の表記が違うのはどうしてですか。

A 住所は、これまで土地の地番を用いた表示から、住居表示の実施により街区符号(番)と住居番号(号)を用いた表示に変わります。
本籍は、町名(南町〇丁目)のみ変わり、地番をそのまま使用するためです。

Q 10 本籍の表示を住所と同じに変更する必要がありますか。

A 本籍と住所を同じにする必要はありません。
ただし、ご希望であれば「転籍届」により街区符号(南町〇丁目〇番〇号)の「〇番」の部分まで同じにすることができます。
※転籍届については、町民生活課町民係にお問い合わせください。
転籍届出後は、住居表示実施に伴い本籍が変更になったことを証明する「本籍変更のお知らせ」が使用できなくなります。
転籍届出後の運転免許証等の本籍変更の手続きには、別途有料で本籍の変更を証明する住民票等が必要になりますので、あらかじめご了承ください。

◎不動産（土地・建物）の登記に関すること

Q11 法務局は、登記簿の「所在地番」は変更しますが、「所有者の住所」はなぜ変更しないのですか。

A 不動産登記法では、「所在地番」などの表示に関する登記は、登記官が職権で行いますが、「所有者の住所」は所有者ご本人の申請によると定められているからです。

Q12 土地・建物登記簿の所有者の住所変更登記は、法務局に行かなければ手続きできないのですか。

A 郵送による手続きも可能ですが、事前に法務局で相談されることをおすすめします。（予約制）

Q13 小清水町以外に土地・家屋を所有している場合は、住所変更登記はどこで法務局で手続きできますか。

A その土地・家屋を管轄している法務局で手続きをお願いします。
なお、郵送による手続きも可能ですが、申請書に誤りがあった場合は、提出した法務局まで出向かなければならない場合があるため、事前に最寄りの法務局で内容を確認してもらうことをおすすめします。（予約制）

Q14 土地・建物登記簿の所有者の住所変更登記は、いつまでにしないといけないのでしょうか。

A 期限はありません。
手続きの際は、平成30年10月1日以降に請求できる「住所・本籍変更証明書」を添付すると、住所変更登記の登録免許税が免除されます。
ただし、手続きを司法書士に依頼する場合、依頼先へ支払う手数料はご自分の負担となります。

◎その他

Q15 住居表示による費用負担はどうなるのでしょうか。

A お配りした「住居表示決定通知書」または、住居表示実施日以降には、希望される方に「住所・本籍変更証明書」を発行いたしますので、基本的にはこれらの書類により住所は変更できます。

ただし、例えば土地の所有者の変更登記を司法書士などに依頼した場合や、自動車検査証の住所変更を自動車ディーラーなどに依頼した場合の手数料などについては、ご本人様にご負担いただくことになります。

また、事業所様でお持ちのゴム印や封筒など、ご負担いただくものもありますが、住居表示は「誰もが訪ねやすく、わかりやすいまちづくり」に寄与する事業でございますので、事業実施の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

9. 関係機関のご案内

住居表示全般に関すること	
小清水町役場 町民生活課 町民係	電話 0152-62-2311 (代表)
〒099-3698 小清水町元町2丁目1番1号	

各種手続き等に関すること	
斜里警察署	電話 0152-23-0110 (代表)
〒099-4113 斜里郡斜里町4番地6	
斜里警察署 小清水駐在所	電話 0152-62-2810
〒099-3642 小清水町南町1丁目6番1号	
日本郵便(株) 網走郵便局	電話 0152-61-0907 (コールセンター)
〒093-8799 網走市南4条東3丁目8	
釧路地方法務局 北見支局	電話 0157-23-6166 (登記相談予約)
〒090-0017 北見市高砂町1番14号	
北見年金事務所	電話 0157-33-6007 (音声)
〒090-8585 北見市高砂町2-2-1	
北海道運輸局 北見運輸支局	電話 050-5540-2007 (音声)
〒090-0836 北見市東三輪3丁目2番地2	
軽自動車検査協会 北見事務所	電話 050-3816-1769 (コールセンター)
〒090-0836 北見市東三輪3丁目2番地17	

